

皆 様 へ

二本松市松岡に妻の死後、妻が不適切に飼っていた猫を外へ放り出した 60 代の男がいる。男は猫の扱いかたのことで、ある女性ボランティアから指導を受けた。男は、その女性が自分に気があるとトンデモナイ誤解をし、ひとりで舞い上がっていた。

男に対して嫌悪感を抱いていたその女性は、猫の不妊手術が終わった時点で男を厳しく叱って、付き合いを拒絶した。

その後、男は無い知恵を絞り、口実を作って女性を呼びだしていた。女性が、苦しむ動物を放っておけない

性分を有していることを見抜いて、猫にかこつけて呼び出すことを続けたのだった。それでも女性は猫を救いたいの一念で動いていたが、一段落した時、ついに女性は男へ民事で男を訴える旨、伝えた。

その男は、働かなくても年間700万円もの収入がある。妻の保険金と年金。それだけ恵まれていたら、猫に対する罪滅ぼしに猫の為に自費を投じるべきだが、一切、それはしない。男は700万円のうち400万円を民間の保険に投じている。それでも足りなくて競馬場で月10日間働くそう。猫を犠牲にし、口実を作って女性につきまとい、今は馬を犠牲にしている。色と欲しかない不細工で知性レベルの低い男。

こんな連中を国が手厚く保護する年金制度がこのままで良いはずがない。年金給付額は死ぬか生きるかの瀬戸際の金額で良し。どうせ死ぬ年なのだから。このハガキを名誉毀損だと騒ぐ男がいたら、その男こそ該当者。（このハガキは本人へも送付済み）

二本松アニマルポリス

Infoseek から「二本松アニマルポリス」で検索

〒960-8066 福島市矢剣町11-3

星野節子 024-563-7650 (tel fax)